

令和8年9月3日
鳥山総合支所
危機管理部

オウム真理教問題対策（状況）について

1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム鳥山（南鳥山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

2 鳥山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況

（1）会議の開催状況

第207回実行委員会（第271回事務局会議合同）

日 時 令和8年6月5日（金） 午後2時30分～3時40分

第208回実行委員会（第272回事務局会議合同）

日 時 令和8年7月9日（木） 午後1時30分～3時00分

（2）募金活動

オウム問題の風化防止や活動資金の確保に向け、町会・自治会や商店街などのイベントや祭り会場に出向いて募金活動に取り組んでいる。

（3）第53回 抗議デモ・学習会

日 時 令和8年11月14日（土）午後1時30分～4時頃

場 所 抗議デモ：鳥山区民センター前広場～GSハイム鳥山前～鳥山区民センター前広場
学 習 会：鳥山区民会館ホール

講 師 板橋 功氏（公益財団法人 公共政策調査会 研究センター長）

演 題 調整中

3 オウム真理教対策関係市区町連絡会総会

下記の通りWeb会議形式で開催され、区職員3名が参加した。

日 時 令和8年6月8日（月）午後1時30分～2時30分

内 容 （1）令和7年度の活動報告及び決算、令和8年度の活動方針及び予算について協議・決定した。

（2）令和8年度役員の改選

会 長 足立区

副会長 杉並区、栃木県大田原市

監 事 長野県木曽町、東大阪市

4 観察処分更新を求める国への要請行動（予定）

区及び住民協議会では、令和9年1月に期限を迎えるオウム真理教後継団体「Aleph」、
「ひかりの輪」、「山田らの集団」に対する団体規制法に基づく観察処分の期間更新を求め、
国への要請行動を行う予定である。

日 時 令和8年10月13日（火）時間は調整中

要請先 法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員会委員長

参加者 オウム真理教対策関係市区町連絡会の自治体及び住民協議会等

オウム真理教対策 第52回 抗議デモ・学習会を開催



令和8年5月9日(土)、オウム真理教対策 第52回抗議デモ・学習会を開催しました。

午後1時30分から、烏山地域の町会・自治会を中心に、世田谷区長、東京都議会議員、世田谷区議会議員のほか、足立区および甲賀市の住民協議会関係者も参加し、総勢182名が烏山区民センター前広場を出発し、ひかりの輪施設周辺をデモ行進しました。

デモの終了後には、烏山区民センターホールにおいて、滝本太郎弁護士による学習会が開催されました。今回のテーマは『グルイズム、グルの出現』。オウム真

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

理教における「グル」の概念や、現在の関連団体の状況について、具体的な事例を交えながら解説が行われました。

講演では、2007年に上祐史浩

がアレフを離れ、「ひかりの輪」を設立した経緯から話が始まり、現在の活動状況や、観察処分の取消しを最大の目標としていることなどが紹介されました。また、上祐は話術に優れ、新聞やテレビなどのメディアに登場しても不思議ではないが、それが実現していない背景には、地域住民による継続的な活動の力があるとの見解が示されました。

オウム真理教におけるグルイズムは、麻原彰晃への絶対的な服従を特徴としていました。その具体例の数々は衝撃的なものであり、信者にとつて麻原は絶対的な存在であり、「大宇宙」とまで位置付けられていたという。教団の真の目的は一部の幹部しか知らされず、一般信者は麻原の命令に無条件で従うことを求められ、従わなければ生命さえ保証されない破壊的カルトであったことが説明されました。

一方で、現代社会は多くの選択肢にあふれ自由度が高まっているものの、自ら意思決定することに困難を感じる人も増えています。

抗議文

地下鉄サリン事件から31年が過ぎた。しかし調査によれば、現在でも被害者の7割以上が目の不調を訴え、2割以上に「PTSD」と呼ばれる「心的外傷後ストレス障害」の症状があり、今後の症状悪化に不安を抱えながら生活している。また、犠牲者ご遺族の無念な思いは年月を経ても変わらない。

にもかかわらず、オウム真理教の後継団体である「アレフ」、そしてここ烏山の「ひかりの輪」は、裁判所の賠償命令も一部しか履行せず、謝罪からも長年逃げ回り、被害者やご遺族を二重の意味で苦しめ続けている。

更に「ひかりの輪」代表の上祐は、オウム真理教の一連の犯罪についてマスメディアのインタビューでは能弁に語る一方で、自身の関与等の本質的な質問には曖昧な回答に終始し、自分は無関係であるかのような無責任な態度を続けている。

上祐は、「ひかりの輪」の会員数が減少を続けている現実を直視し、新たな宗教被害者を生む勧誘活動を直ちに止め、既存会員を家族のもとへ帰し、被害者のご遺族への賠償責任と謝罪を果たした上で「ひかりの輪」を早期に解散・解体すべきである。

我々は、それが実現するまで行政や地域住民からの支援に加え、全国の住民協議会とも連携し、粘り強く闘うことをここに宣言する。

令和8年5月9日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行

その結果、強い不安や孤独感を抱え、グルのような絶対的存在に依存しやすくなる傾向があるとの指摘もなされました。

現在のアレフには明確なグルは存在せず、麻原死後にホーリーネームを授けられた者や正式に出家を認定された者はいないとされています。しかし、麻原の二男と長男については、生まれながらの最終解脱者と位置付けられ、教祖的存在とされているとの説明がありました。

今後の課題としては、麻原の遺骨問題が挙げられました。遺骨の所有権を巡る争いでは四女側の主張が認められず、二女に所有権があるとされています。

す。しかし、国は現在も遺骨を返還しておらず、二女は返還を求める訴訟を提起しています。最高裁判所の判断は、本年中にも示される見通しであるとの説明がありました。

講演会の最後には、オウム真理教を脱会した人の中には、地道な努力を重ねて事業で成功した人もいることが紹介されました。滝本弁護士は、上祐についても理論に固執するのではなく、組織を解散し、自らの力で身体を動かして生きていくべきではないかとの考えを述べ、講演を締めくくりました。

【グル】霊的指導者を意味するが、オウム真理教では松本智津夫(麻原彰晃)死刑囚を指す。

第52回 抗議デモ・学習会のアンケート報告

【学習会への感想】

- *報道されていないことを知ることができて大変参考になった。同じ様なことが二度と起きない様に正しい知識を得て原因をきちんと考えることが大切だと感じた。
- *オウム真理教対策に携わる者として、どのような考えで活動していくのか、改めて学ぶ必要があると感じました。
- *オウム真理教をめぐる最新の状況がよく分かりました。今もまだ問題は続いている。
- *自由への不安から帰依する信者心理とその対策は大いに参考になった。
- *当初からオウムと対峙していただけて、知識量の多さに驚きました。麻原の遺骨の状況についても良く分かりました。
- *過度な崇拜、絶対的服従を強いる、自分で決める責任から逃れたい心理を学びました。自分で生きていけ!というメッセージは大切だと思います。
- *自由になるほど不安が増し、不自由に逃げ込むという話が印象に残りました。
- *私がオウム事件の時は19歳でしたが、31年経過しても烏山の方々に迷惑をかけて、現在においても影響力をアレフやひかりの輪についても保有しており、滝本先生のお話を聞いて恐怖を感じております。
- *信仰の内容よりも、対策の部分や陥りやすい人の傾向などをもっと詳しく教えてほしかったです。

【住民協議会の活動への感想】

- 初めて参加したが、協議会の方が地域の安全・安心のために全力で活動されている姿に心を打たれた。微力ではあるが、自分も少しでも力になれる様に協力していきたい。
- 長年の粘り強い活動に頭が下がる思いです。確実にひかりの輪に圧力をかけ続けて頂いていると思っております。
- これだけ多くの住民が参加する自治体は近年少なくなっています。引き続き若い世代も取り込み、これまで以上の活動を期待しております。

- 行動を起こすことは、オウムの活動にブレーキをかける。やはり、この活動は続けなければ!
- 風化を防ぐ為に、メディアへのアクションが有効と思います。
- デモは、社会は許していないという意思表示。大切だと感じました。
- 継続した活動を望む。若者への周知啓発を行っていただきたい。
- 協議会ニュースは、いつも興味を持って拝読しています。地道な活動ながら“力強さ”を感じております。
- デモの度に、オウムの件に対しての世相の風化を感じておりましたが、特に今回は、通行する人々は、もうオウムの事件を知らない世代だなと痛感しました。その人々にいかにしてオウム問題を伝えていくのか、私達の重大な課題です。

(以上、学習会アンケートから一部抜粋)



◎今回も烏山地域だけではなく、他の地域からも多くの皆様にご参加いただき、とても大きな励みになっております。アンケートは、私たちの活動の糧となります。今後ともご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

***** お知らせ *****

次回の抗議デモ・学習会は11月14日(土)に開催予定です。

オウム真理教後継団体への観察処分更新に向けて

世田谷区南烏山に本部を置く「ひかりの輪」を含むオウム真理教後継団体に対して適用されている「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)」に基づく「観察処分」は、平成12年(2000年)から3年ごとに8回更新され、令和9年1月末に現処分の期限を迎えます。

観察処分は、公安当局が「ひかりの輪」等を24時間体制で監視し、立入検査もできる法的根拠となっており、地下鉄サリン事件のような無差別大量殺人行為の再発を未然に防止し、地域住民の安全を守る非常に重要な仕組みです。よってこの観察処

分は必ず更新しなければなりません。

当住民協議会では、区内の町会・自治会長、区議会議員、及び関係諸団体の代表者に対し、観察処分の更新を求める署名への協力を依頼しました。署名活動は地域住民が処分更新を望んでいることを当局に直接伝える重要な手段ですので、署名活動へのご理解・ご協力をお願いします。

今秋には、同様の課題を抱える全国の自治体・住民団体とともに、署名を国に直接提出し、観察処分の更新を強く要請する予定です。

協議会ホームページアドレス <https://www.karasuyama-kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

